

令和3年度茨木市人権センター事業計画

昨年初頭から新型コロナウイルス感染拡大と同時に、感染者への差別や、その家族、医療関係者等への人権侵害が相次ぎました。今回の差別や人権侵害等を見ていると、私たちがこれまで取り組みを進めてきた、部落問題やハンセン病問題、外国人に対する差別や排斥問題等と重なり合う部分が多々見受けられます。こうした状況では、感染した人も、治癒した人も、本当のことを言えない社会状況となっており、人権施策の更なる推進が重要となっています。

一方では、人種差別問題や女性への差別的な発言を機に、人権問題を重要視していく機運も高まっています。また、国連で採択された、SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みが世界でも国内でも進められています。SDGsの内容は人権尊重の考え方がベースとなっており、「誰一人取り残さない」はその原則です。人権尊重の国際的潮流を確実に受け止め、取り組みを進めて行く事が重要となっています。

人権センターでは既存の人権課題をさらに追求していくことはもちろん、新型コロナウイルスに係る人権侵害防止の啓発も進めていきます。特に、様々な人権侵害やコロナ差別により生きづらさを感じている人たちの、相談窓口を強化していくことが重要であり、これまで以上に事業内容を精査し、効果を検証しながら、真に市民一人一人の人権意識の高揚に繋がるように、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を取りながら、次の事業を実施、推進していきます。

1 人権意識の普及・高揚

社会の様々なところで発生している人権の課題を解決することや、未然に防止するためにも、市民の人権意識向上に資するため人権啓発のあり方が問われています。

こうしたことから人権啓発事業の充実に努めていきます。

人権啓発事業では、市民等を対象とした各種啓発事業を引き続き、実施します。

① 「人権講演会」

主に、人権啓発活動に取り組まれている人たちを対象に、人権情報を提供する方向で実施します。

② 「親子人権ツアー」(本年度は、電車・路線バス等、公共交通機関を使用します。)

小・中学生とその保護者等を対象に、市民から公募し、人権ゆかりの地を訪ねることにより、人権への気づきを促し参加者の啓発と交流を図ります。

③ 「人権バスツアー」(大型バスの使用については、状況により判断します。)

市民から公募し、人権ゆかりの地を訪ねることにより、人権への関心を高め参加者の啓発と交流を図ります。

④ 「人権を考える市民のつどい」(コロナ対策をとって実施。オンライン配信も実施。)

市民等が気軽に参加し、人権について日常生活の中で考えていただけるような機会として、著名な人の講演等を12月の人権週間にあわせて実施します。

⑤ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う、人権侵害防止に向け、啓発活動を実施します。

2 人権相談

人権の課題が多様化する中で、様々な人権相談が寄せられます。ここ数年、人権相談窓口として市広報誌に掲載することにより、相談件数が増加してきており、相談窓口の一つとして定着しつつあることから、市民周知と併せて引き続き相談員の技能向上に努めます。

また、大阪府相談機関ネットワーク及び茨木市等における人権関係の行政相談機関等との連携を図りながら、相談体制の充実に努め、人権課題の解決に向けて助言・支援等を行っていきます。

3 人権資料の収集、提供等

人権啓発を推進している団体等と相互に有機的な連携を図り、人権情報・資料の収集、提供を行うとともに、様々な人権課題について人権関係図書蔵書の充実に努め、閲覧に供します。

- ・ 「人権ライブラリー事業」
(図書等購入)

4 市人権施策推進への協力

人権施策の円滑な推進を図るため、審議会等の委員として参画するほか、行政との連携・協力を努めます。

5 人材の養成・啓発手法の研究

地域や職場で人権啓発に関わっている人、また、今後関わっていきたいと考えている人を公募し、体系的に講座を開催します。受講者の企画力・実践力を高め、地域・職場・団体等における人権啓発の推進者の養成をすることにより、啓発活動、ボランティア活動等諸活動に資するとともに、人権研修講師として活用を図ります。

また、開催の際には新型コロナウイルス感染拡大防止措置をとって実施します。

① 「人権啓発リーダー養成講座（連続講座）」

年間1回、主要な人権課題をテーマに連続講座（4コマ程度）を開催。啓発活動を効果的に推進し、地域の実情に応じた企画・実践を行うため、推進者の育成を図ります。

特に、参加型・フィールドワーク(現地学習)により、受講者の資質向上の一助となるように努めます。

② 「市民人権講座」

市民から広く募集し、夜間に開催することにより、学習機会の提供をし、受講者層の拡大を図ります。

- ③ 「講師派遣及び人権教育・啓発コーディネート」
企業、民間団体、学校、行政等が行う人権学習・研修会へ講師として派遣するとともに研修会等の講師紹介・企画内容等の相談に応じます。

6 人権啓発の推進や地域啓発交流促進を図るための活動支援

茨木市人権啓発推進協議会、各地区人権啓発推進委員会及び茨木市人権各地域協議会への活動支援を行い、人権啓発の推進や地域における啓発交流促進を図ります。

- ① 「茨木市人権啓発推進協議会活動支援事業」
人権啓発推進協議会の運営・事業活動に対し、支援を実施します。
- ② 「各地区人権啓発推進委員会活動支援事業」
人権草の根組織として各小学校区で活動している地区人権啓発推進委員会に対し支援を実施します。
- ③ 「茨木市人権各地域協議会活動支援事業」
同和問題をはじめとする人権問題の早期解決と人権尊重のまちづくりに資することを目的に、地域啓発事業など各地域協議会の事業活動に対し、支援を実施します。